

<p>会議内容</p> <p>(発言者、発言内容、審議経過、結論等)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 委員紹介（全員紹介） 3. 教育長あいさつ 4. 本会議について 5. 組織会 6. 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 児童生徒のインターネットに関する調査の集計結果 (2) いじめの定義、現状 (3) 子どもの笑顔を広げる弘前市民条例～いじめや虐待のないまちづくりを目指して～ 行動計画 (4) 討議「いじめや虐待のないまちづくりを進める取組とは～「あいさつ運動、ことばをかけて見守る運動」について～」 7. 事務連絡 8. 閉会 <p>【内容】(概要)</p> <p>2. 委員紹介</p> <p>委員の改選後初の会議となったため委員紹介。</p> <p>3. 教育長あいさつ</p> <p>教育を取り巻く環境が大きく変化している中で、弘前市ではこれまで以上に学校・家庭・地域・行政が連携・協働して、子どもたちが心豊かに社会を生き抜く力を育むことができる教育環境を整えていく必要があると考えている。このことから、平成27年8月に策定した「弘前市立小・中学校の教育改革に関する基本方針」の中では、「義務教育9年間を貫く学びと育ちの環境づくり」及び「地域とともにある学校」の実現に向けて、教育自立圏の構築を基本方針の一つに掲げ、現在取組を推進しているところである。</p> <p>これまで培ってきた学校の歴史や風土を生かしながら、これまで以上に保護者や地域住民と共に、子どもたちの学びと育ちの場を充実させて、子どもたちが「学校は楽しい」、「もっと学びたい」、「弘前をもっとよいまちにしていきたい」と思えるような、また、そういう人材となるような教育の推進に努めていきたいと考えている。</p> <p>この市民会議では、教育が抱えている課題に対して、委員の皆様様々な角度からのご意見やご提案を頂戴しながら、協議を深めて、教育環境をよりよいものにしていきたいと考えている。</p> <p>委員の皆様においては、教育に関して日ごろ感じていることや考えていることなどについて、忌憚のない発言をお願いしたい。</p>
--	---

4. 本会議について（学校づくり推進課長）

ひろさき教育創生市民会議は、心豊かで逞しく生き抜く力を子どもたちに育むために、将来を見据えた教育の在り方、人材の育成について、関係する機関や団体等が情報や意見を交換し、協議することを目的に、平成25年度に設置され、毎年度会議は3回という形で開催している。

また、本会議のもう1つの役割として、国が法令で定めている「いじめ問題対策連絡協議会」の機能も併せ持っている。いじめや虐待の未然防止に関して、関係する機関及び団体の連携を図り、話し合いにより幅広く意見や助言をいただきながら、市の取組や市民運動に生かしていきたい。

これまでの会議の概要・成果は、平成25～27年度第1回目までは、「よりよい教育環境の確保について」、「いじめや虐待の防止に関する取組について」、また「少子化に対応した学校のあり方はどうか」、「『地域とともにある学校』について」などのテーマを討議していただき、委員からの意見については、主に平成27年8月に策定された「弘前市立小・中学校の教育改革に関する基本方針」に反映させていただいた。

その後、平成27年度第2回目以降からは、「郷土を学び夢と志を育むには」、「ひろさき卍（まんじ）学の構築について」「ひろさき卍学テキストについて」をテーマに討議していただいた。ひろさき卍学テキストの作成や見直しのため、たくさんのご意見をいただき活用させていただいている。

また、いじめ防止については「オール弘前でいじめや虐待のないまちづくりを進めるには」などの討議のほか、市の取組状況を定期的に報告し、委員からの意見をいただいている。

これまで、市の取組の方向性や取組の見直しなど、その時々に応じたテーマを設定している。委員の皆様にはお忙しいところ日程調整をいただいているが、様々な分野からの意見を頂戴することのできる貴重な機会となっているため、できるだけ出席をお願いしたい。

5. 組織会

組織会において、座長が戸塚学委員、座長代理が大湯恵津子委員に決定。

6. 議事

（1）児童生徒のインターネットに関する調査の集計結果

（学校指導課長）

- ・この調査は「情報モラル等啓発事業」の一環として、児童生徒のインターネット利用に関する詳しい実態把握を進め、情報を共有することで児童生徒の実態に応じた、より効果的な情報教育の推進を図ることを目的に、昨年度初めて実施したものである。今年度も6月から7月にかけて各学校を通して実施した結果を報告するものである。
- ・調査対象は、弘前市立の学校に通う小学校4年生から中学校3年生までの全児童生徒で、97%から回答を得ることができた。
- ・「問1 自分専用のスマートフォンや携帯電話の所持」では、小学校4

年生の所持率は昨年度に比べて低く、他の学年の児童生徒については、所持率が高くなっている。特に、中学校2年生及び3年生では、半数以上が「自分専用のスマートフォンや携帯電話を持っている」と回答している。

- ・「問4 スマートフォンや携帯電話の平日の使用時間」では、「自分専用のスマートフォン等を持っている児童生徒」のうち、小学生の3～5%、中学生では約10%の子どもたちが、「平日もスマートフォン等を4時間以上使用している」という実態が分かった。
- ・調査対象となった学年の児童生徒のうち、70%以上は「家でインターネットを利用できる」となっている。さらに、「平日のインターネット利用時間」を見ると、その4～10%は、平日でも平均して「4時間以上インターネットを利用している」と回答している。「スマートフォンでのインターネット利用」というケースも考えられるため、問4と重複するが、これらの割合は昨年度の割合を上回るものである。
- ・ここまでの調査結果から自分専用のスマートフォンや携帯電話を持つ児童生徒が増え、インターネットの利用時間が延びている傾向がうかがえる。
- ・一方で24～50%の家庭では「インターネットや通話に関する家庭内のルール」を決めていないことも明らかになっている。
- ・各家庭でのルールづくりについては、別の調査を各校にお願いし、現在その集約作業を進めている。その調査を見ると、ルールを決めている家庭においては、「子どもがインストールできないようにパスワードを伝えていない」や、「電話の相手は家族だけにしている」など、それぞれの家庭が生活習慣や子どもの実態に応じ、インターネットについて工夫した家庭のルールを作っている様子もうかがえる。
- ・今回の調査で「特にルールを決めていない」とした家庭、保護者への啓発も含め、調査結果とあわせて各家庭に働き掛けられるようにしたい。
- ・このような状況の中で、各学年とも5%前後の児童生徒は、「自分自身が、インターネットで『怖い思い』や『嫌な思い』をした経験」があると回答している。しかし同時に、「インターネットトラブルの相談相手」では、3～5%の児童生徒は「誰にも相談しない」と回答している。
- ・依然として、「携帯電話やパソコンの危険性」について、学年による違いはあるが、「説明を受けたり、学んだりしたことはない」とした児童生徒が見られる状況である。
- ・これからの社会では、インターネットの利用を避けて生活することは困難になっていくと考えられる。普段の生活の中で、児童生徒が自分専用のスマートフォンや携帯電話を持ち使用することは、基本的に各家庭、保護者の考え方に基づくものではあるが、「持たせっぱなし」の状況や、インターネットを通じたライン等のSNSでのやり取りが、実際の児童生徒の学校生活での友達関係を左右したり、インターネットを通じて社会と直接繋がる中で、児童生徒に望ましくない影響が及んでいる現実や、長時間の使用による健康面への影響が懸念される事などを考える

と、その使用や活用については、これまで以上に指導・啓発を継続する必要がある。

(2) いじめの定義、現状 (学校指導課長)

- ・児童生徒間での「いじめ」については、平成25年に施行された「いじめ防止対策推進法」により、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍しているなど当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為、インターネットを通じて行われるものを含むものであって、当該行為の対象となった児童等が、心身の苦痛を感じているもの」と定義付けられている。
- ・法律の制定以前に、文部科学省が示してきたいじめの定義と比較すると、平成17年度までの定義では、「継続性」が含まれ、また、「深刻な苦痛」とされていた。
- ・平成18年度以降は「継続性」が除かれたことから、「単発的な行為」によるものも含まれるようになり、「苦痛」については「深刻な苦痛」から「精神的な苦痛」へ、そして現在は「心身の苦痛」となったことで、「嫌な思い」をしたものはすべていじめに該当するものと解釈されている。
- ・現在の定義では、「いじめは、どこの学校にでも当然起こり得るもの」であり、周囲は、このどこにでも起こり得るいじめを見逃すことなく認知し、その状況の解消に向けた適切な対応を、組織立って行うことが求められている。
- ・このような定義に基づいて認知されるいじめの件数については、文部科学省が毎年度行っている児童生徒の問題行動や不登校に関する調査の結果として、10月26日に県教育委員会から公表された。
- ・昨年度は、県内公立学校において、小学校3,759件、中学校では1,204件、小中合わせると4,963件のいじめが認知されており、これは平成27年度と比べると、小中合わせて3,892件増加したものとなっている。
- ・この結果については、「教員の危機意識の高まり」と「認知についての理解が浸透」したものと推察されているが、認知件数の増加傾向、また、その理由についても、本市も同様の傾向と背景があると捉えている。
- ・また、「いじめ防止対策推進法」の施行から3年がたった今年の3月に、国は、法律に付随する「いじめの防止等のための基本的な方針」を改訂し、いじめの認知については、より具体的になった。
- ・また「解消の判断」については新たに定義付けを行うなど、内容の見直しを図っている。
- ・「いじめの認知」については、これまでは「ケンカは除いて認知」していたものを、ケンカであってもいじめの要素に加え、定義にある「心身の苦痛」が背景や過程に含まれていないかなどを調査する。
- ・「心身の苦痛が」が含まれていた場合には「いじめ」と認知して指導に当たることが求められている。具体的には、勉強を教えてあげるなど、

好意によって行った働きかけが、相手に思い掛けず「心身の苦痛」を与えた場合などでも、いじめと言わずに指導に当たりつつも、「認知件数」には含めて計上する、といった対応が求められることになっている。

- ・今回の調査は、このような方針の改訂が示された後で行われているため、このことも件数の増加に影響したものと考えられる。

(3)子どもの笑顔を広げる弘前市民条例～いじめや虐待のないまちづくりを目指して～ 行動計画（学校指導課長）

- ・「いじめの防止等のための基本的な方針」について、国では都道府県及び市町村、また、各学校においてもそれぞれの「基本方針」を作成することを求めている。
- ・弘前市ではこの「子どもの笑顔を広げる弘前市民条例 行動計画」をもって、基本方針とすることを定めている。
- ・この行動計画は、平成30年度に見直しを図ることと定めているが、今回の国の基本方針の改定、また、それに伴う青森県の基本方針の改定を受けて、市の方針も見直しを図る方向で準備を進めている。
- ・市のいじめ防止対策におけるひろさき教育創生市民会議の位置付けも掲載されている。
- ・本日討議いただく「あいさつ運動、ことばをかけて見守る運動」についても、この行動計画において、子どもの笑顔を広げるための「大人の役割と取組」の中の「地域の役割と取組」の第1番目に「あいさつ」について触れる形でこの「運動の推進」が述べられている。

(4) 討議「いじめや虐待のないまちづくりを進める取組とは～「あいさつ運動、ことばをかけて見守る運動」について～」

(学校指導課長)

- ・各学校での「あいさつ運動」は、この条例及び行動計画に示す以前から、各学校単位で行われてきた。
- ・市全体での「運動」とすることで、各校で工夫しながら積極的に行われるようになったと実感している。
- ・平成25年8月に始まって以来、今年8月まで13回の運動を実施した。参加人数は、あいさつ運動期間に一日設定される市内一斉取組日に参加した市民や教職員の人数である。暴風雪警報が発令されたため中止になった1回を除き、毎回多くの市民の方が参加している。今年8月の一斉取組日は、中学校6校において、「一斉取組日」と文化祭の振替休業日が重なったため、一斉取組は実施できなかった。そのような天候や学校の事情があるにせよ、各学校では4月、8月、1月と「あいさつ運動」が定着しているのではないかと受け止めている。
- ・しかし、条例の行動計画に示す「いじめや虐待を見逃さないコミュニティづくりの素地となる」のような運動にするためには、まだまだ改善の余地があるとも捉えている。
- ・1月の「あいさつ運動」実施にあたり準備を進めているので、いただい

た意見から、早急に生かせるものは取り入れたい。

○質疑応答

(委員)

- ・児童生徒のインターネット利用に関する調査について、実態を把握した上で対策を考えなければいけないと思う。特に気になったのはルールを「特に決めていない」という実態があること。家庭が責任を持って対策をしていくことができれば一番いいが、家庭だけでは手薄なので、みんなで見守っていきたいと思う。
- ・子どもが携帯電話等を持つ機会に、保護者への啓発も含めて学校で説明する機会があればよい。具体的には入学説明会などで短い時間でも設ければ、親にも啓発されていくと思う。

(事務局)

保護者に対する啓発も PTA 活動等で適宜設けていくことが大切だと思う。学校等で啓発するために情報提供を継続していきたい。

(委員)

児童生徒のインターネット利用に関する調査の「問 16 携帯電話やパソコンの危険性の学習経験」では、学校で教えてもらったのが 20～40%、中学校は 50% 台となっているが、そういった学習経験は特に子どものときから必要だと言われている。いわゆるメディアリテラシー、あるいはメディア教育といわれているものを、現状どの小・中学校でどのくらいの時間を授業に充てているのか教えていただきたい。

(事務局)

- ・学校に調査はしておらず、授業実態に関しては数字では把握できていない。
- ・学校指導要領が変わっていく中で、モラルの指導も今まで以上に十分にしていくよう方向性も改めて示されているので、今後は指導への働きかけも必要だと思っている。
- ・各学校で保護者参観日などの集会を活用して、情報モラル教室といった働きかけで、全部の学校で実施している。
- ・小学校 4 年生において、学校での学習経験がないという回答が他学年に比べて若干多いのは、情報モラルという伝え方での指導ではないからだと思う。4 年生に関しては、モラル、つまり道徳の部分に重点を置いて、人との関わり方ということで指導していることが一つ挙げられる。

(委員)

この調査では携帯電話やパソコンの危険性が書いているが、新聞・テレビ・ラジオからもいろんな情報が入ったり、友だち同士でもいろんな情報が入ってくる。そのときにその情報が果たして正しいかそうではないのかを自分で考えるような力をぜひ子どもたちに培っていただきたいと思う。半数近くが学校では教えてもらった経験がないということがないように、年に 1 時間でも 2 時間でも総合的な学習の時間などで、全ての学校で情報について考えていく機会を作してほしい。

(オブザーバー)

- ・私の学校では情報の危険性について3年生の総合的な学習の時間において、年に何時間か学習している。特にスマートフォンやインターネットを利用する機会が多くなる5、6年生では、複数の携帯電話会社による出前授業により情報モラル教育をしている。どの学年で実施するかというのは学校によって実態が違うと思う。
- ・保護者を対象とした出前授業もあり、参観日の後の全体会など保護者がたくさん集まる機会に、各学校で行っている状況だと思う。

(座長)

各学校で取組をしているという状況が分かったが、ある程度のところまでは、市全体で取り組むような体制が必要かと思うので、市教育委員会と学校が連携をうまくとって対応していただきたい。

(座長)

今回のテーマは「あいさつ運動、ことばをかけて見守る運動」について、改善案を討議していただく。グループごとに討議をし、最後に報告していただき、少し協議をする時間もとりたい。

○A～Eグループごとに討議

○グループ報告

【Aグループ】

- ・過去の運動の実績について、どのように感じたか点数を付けるとすると100点満点中50点ぐらいという厳しい点数だった。
- ・その理由は、あいさつ運動をすることが目的になっており、一過性のものに感じられるため。子どもたちにそのときだけやれば良いと思われてしまっていないか。
- ・大人同士のあいさつも大事ではないか。近所でもあいさつを返してくれない方がいるので、そこがうまくいけば見守りなどにもつながるのではないのか。
- ・見守りは、毎日見ている変化に気づくことが大きい効果なので、いじめ防止などにつながる。
- ・周知については、お知らせが来る時期により忘れてしまうことがあるので、時期を工夫するとどうか。
- ・文字よりも写真があるととても分かりやすいので、広報に写真付きで載せてみるのはどうか。

【Bグループ】

- ・この運動の効果が何かというのは難しいが、あいさつをするだけでも気持ちがいいものである。
- ・毎日声をかけていると、子どもの変化などに気づくことがある。
- ・仕事のある人がこの運動に参加するのは、時間帯としては難しいので、

老人クラブなどのある程度余裕のある方に PR したらどうか。

- ・町会などにも属していない人もいるので、近所のスーパーなどに貼り紙をしてはどうか。
- ・あいさつ運動は日常적인見守りのきっかけづくりである。すでに見守り体制がある学区については、その活動にどういった形で入れればいいのかなどを周知するなど、活動に参加できる仕組みを作っていけばいいのでは。

【Cグループ】

- ・この運動は継続することに意義があるので、継続してやってほしい。
- ・実際にこの運動に参加してみると、地域や保護者など知らない人も結構いるので、この機会に横のつながりを作っていくことが重要。
- ・子どもたちは学校だと元気にあいさつしてくれるが、校門のところだと必ずしもそうではない。子どもたちが学校の中と同じように玄関先でもあいさつができるようになれば、この運動がある程度目的を達成した目安になるのでは。
- ・普段のあいさつのときに、できるだけ名前を出して声かけをしたほうがいい。
- ・雪かきをしているときは子どもたちに声かけをしやすい。
- ・冬場の子どもたちの安全な通学路の確保のため、自宅前の雪かきをお願いするとともに、一緒にあいさつもお願いしたらどうか。
- ・地域の方々にはいつ実施するかがわかりにくい。一斉メールに登録している町会長もいるので、そういう手段などもっといい周知方法があるのでは。
- ・町会の回覧版で回す学校だよりなどに次回の取組日や年間の予定などを掲載してはどうか。

【Dグループ】

- ・回数自体をもっと増やせばいいのではないか。
- ・あいさつを元気に返せない子どもは、学校だけではなくて家庭でも多分していないと思われるので、家庭の中でもこの運動を進めてはどうか。
- ・地域にはお助け隊という団体が存在しているので、一緒に取り組めばどうか。あいさつ運動により、地域の人たちがいつも見守っているということをお知らせすることにつながる。
- ・子どもたちに声をかけるには、立ち止まっているときがいいので、実施の場所は信号の前などがいい。
- ・この運動に参加することによって、大人も元気をもらえるというような宣伝の仕方もいいのではないか。
- ・いじめや虐待のないまちづくりを進めるためには、この運動を進めるだけではなく、もっといろんなことをやらなければいけないのではないか。
- ・先生方のバックアップ等もしなければならぬのではないか。

【Eグループ】

- ・子どもたちがこの運動を特別なものとして意識することが問題ではないか。普段から声をかけることが必要。
- ・学校によっては毎月のように登校指導やあいさつ、声かけをしているが、地域が中心になって行う必要があるので、地域、各学校にこの取組を任せてはどうか。
- ・まずは実態把握が必要で、なかなか取り組めていない学校に対しては、取組の体制やあり方、システムなどを紹介するべきではないか。行政では、中学校区での一斉取組日などがあれば、そのときに一緒にあいさつをして関わればいい。
- ・子どもに声をかけて元気がないときは、保護者への電話連絡や担任の先生に情報提供もできる。また、校門の前に地域の人たちがいることによって、車で送ってくる保護者も子どもたちを歩かせようと感じることにもつながるのではないか。そうすることで、自分たちで学校に通えるような体制にもなってくれる。それがいじめ防止にもつながっていくのではないか。
- ・交差点などで人を止めての活動の場合、警察に許可が必要なときもあるので十分留意したほうがいい。

○全体での意見交換・質疑応答（なし）

（座長まとめ）

- ・児童生徒のインターネットの調査結果、いじめの定義・現状の報告があったが、いろいろな情報がしっかり数値化され、また、その分析がここ何年かで進んだと思う。
- ・いじめの定義に関しては、国をはじめとして、更に感受性を高めて、まずは把握をするという方向性が調査結果に表れてきていると感じた。
- ・今度はその数字が上がってきた中で分かってくる事実に対して、どんな対応ができるのかを突き詰めていかなければならない。市教育委員会をはじめ、もちろん現場の学校、そして地域でこういった情報もできるだけ共有しながら取り組んでいけたらと思う。
- ・あいさつ運動は平成25年から本年度までで、参加人数としては延べ1万5千人を超えている。そういう意味では毎年3,4千名くらいの方がこの運動に関わっており、一つの市民としてのはたらきかけになっていると感じている。
- ・一方で、委員のみなさんも考えているとおり、この運動をすることや参加人数を増やすことだけが目的になってしまうと、最終的ないじめの防止につながるのだろうかと思った。
- ・グループ討議でこの運動が子どもを見守る横のつながりになるのではないかと提案があったが、まずはこういう運動を契機にしながら、地域のつながりを考えていくことが大事である。

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・そういう意味では、この運動にすでにお助け隊、地域の自治会、民生委員などのグループが入っているところもあるが、次はそのグループで何かできないかと派生していくような方向性が必要。・最終的にはこの運動が、市民運動、まちづくりとなり、このまちづくりが結果的に子どもたちの教育環境をつくっていく。まちぐるみで見守ることによっていじめ防止につながると思うので、そういったところで参加人数も増やしてほしい。・一方で、参加した人たちのネットワーク、そういったものが最終的に地域、まちで常態化し、どこかに集まって声をかけなくても家の前で声をかけることをみんながやれば方向性の一つとしていい。そのためには働きかけがまだまだ必要だと思う。 |
|--|---|

7. 事務連絡

第3回の会議の日程について連絡。